

## 令和元年度（2019年度）林野火災予防に関する作品募集要領

### 1 趣 旨

森林は人々の生活に欠くことのできない貴重なものであるにもかかわらず、毎年、林野火災により、多くの森林が失われている。

この林野火災の予防啓発を広く行うために、小学生児童から林野火災予防をテーマにした標語・ポスター原画を募集し、子供達に森林の重要性を認識してもらうほか、その作品を活用する。

2 作品の種類 標語及びポスター原画

3 主 催 北海道

4 協 賛 北海道森林組合連合会

5 応募資格 全道小学生児童  
※ 義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部の児童を含む。

6 作品の提出期限 各総合振興局・振興局が定める日【釧路総合振興局では8月23日(金)】

### 7 作品要領

#### (1) 標語の部

山火事を予防するという趣旨、目的に合った標語で、山火事の恐ろしさ、山火事の予防や森林の大切さを呼びかけるものであること。

応募は1人1点とする。

#### (2) ポスター原画の部

山火事を予防するという趣旨、目的に合ったポスター原画で、山火事の恐ろしさ、山火事の予防や森林の大切さを呼びかけるものであること。

応募は1人1点とする。

用紙は、四つ切り画用紙（約タテ 54cm ヨコ 39cm）、B3判または、A2判で、必ずタテ長とする。  
原画には、必ず「山火事注意」の文字を入れる。\*「山火事注意」以外の文字は入れない。

### 8 審 査

#### (1) 第一次審査

各総合振興局・振興局において、標語・ポスターそれぞれ原則3点以内の作品を水産林務部長へ別紙により推薦する。

ただし、振興局毎の応募数によって水産林務部が別に定める範囲内で推薦数を増やすことができる。

#### (2) 第二次審査

第一次審査で推薦された作品について、入賞作品を決定する。

9 表 彰 入賞者には賞状と記念品、第一次審査選出者には記念品を贈呈する。

### 10 そ の 他

(1) 入賞作品の著作権は主催者に帰属する。

(2) 応募作品は原則的に返還しない。

(3) 入賞者の学校名、学年、氏名はホームページや新聞の報道等により公表する。